

2022年8月1日

株式会社デジタルプラスと株式会社 REAL FINTECH との吸収分割に関する事項
(事後備置書類)

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
株式会社 REAL FINTECH
代表取締役 菊池誠晃

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
株式会社デジタルプラス
代表取締役 菊池誠晃

2022年8月1日付をもって、株式会社 REAL FINTECH（以下「甲」といいます）及び株式会社デジタルプラス（以下「乙」といいます）は、甲が営むGAFAMEDIA事業に関する権利義務を乙に承継させる甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本会社分割」という）を実施いたしました。

本会社分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条各号に規定する事項は以下の通りです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年8月1日

2. 吸収分割会社（甲）における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過

(1) 株主からの吸収分割とりやめ請求（会社法第784条の2）について

該当事項はありません。

(2) 反対株主買取請求（会社法第785条）について

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）について

甲においては、会社法第787条第1項第2号における新株予約権を発行していないので、同条で定める新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。

(4) 債権者保護手続き（会社法第789条）について

甲は、会社法第789条第1項第2号に掲げる債権者に対し、2022年6月24日付官報及び知れたる債権者には個別催告の方法により本会社分割についての債権者保護手続きを実施しましたが、所定の期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（乙）における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過

(1) 株主からの吸収分割とりやめ請求（会社法第 796 条の 2）について

該当事項はありません。

(2) 反対株主買取請求（会社法第 797 条）について

該当事項はありません。

(3) 債権者保護手続き（会社法第 799 条）について

乙は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき 2022 年 6 月 24 日付官報及び電子公告により乙の債権者に対して本会社分割についての債権者保護手続きを実施しましたが、所定の期日までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

乙は、効力発生日である 2022 年 8 月 1 日をもって、甲より本会社分割に係る分割契約書に記載された資産、債務、及び契約上の地位等を分割契約書に従い承継しました。これにより承継した資産の額は 112,782 千円（暫定値）、負債の額は 112,782 千円（暫定値）であります。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 8 月 12 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上